

Requested Patent: JP2000242700A

Title: ;

Abstracted Patent: JP2000242700 ;

Publication Date: 2000-09-08 ;

Inventor(s): ;

Applicant(s): ;

Application Number: JP19990044846 19990223 ;

Priority Number(s): JP19990044846 19990223 ;

IPC Classification: G06F17/60 ; G06F19/00 ; G07F19/00 ; G07F17/40 ;

Equivalents:

ABSTRACT:

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号
特開2000-242700
(P2000-242700A)

(43) 公開日 平成12年9月8日(2000.9.8)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	7-コード(参考)	
G 0 6 F	17/60	G 0 6 F 15/21	3 3 0	3 E 0 4 0
	19/00	G 0 7 F 17/40		5 B 0 4 9
G 0 7 F	19/00	G 0 6 F 15/30	L	5 B 0 5 5
	17/40	G 0 7 D 9/00	4 7 6	9 A 0 0 1

審査請求 未請求 請求項の数3 OL (全4頁)

(21) 出願番号	特願平11-44846	(71) 出願人	591201929 アコム株式会社 東京都千代田区富士見2丁目15番11号
(22) 出願日	平成11年2月23日(1999.2.23)	(71) 出願人	595107139 株式会社日本総合研究所 東京都千代田区一番町16番
		(72) 発明者	井上 善雄 東京都千代田区富士見2丁目11番11号 峰ビル5階 アコム株式会社アコス営業部内
		(74) 代理人	100057874 弁理士 曾我 道照 (外6名)

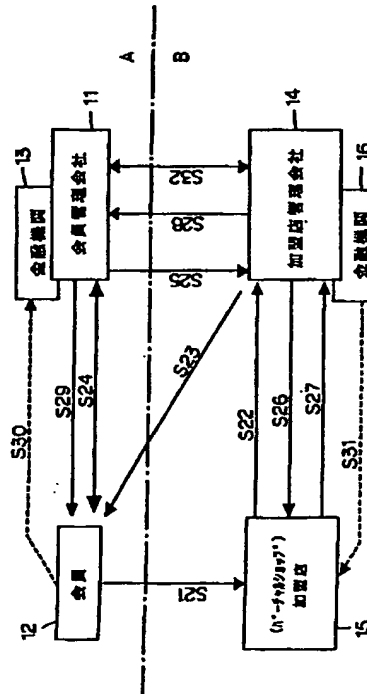
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 インターネットを利用した商取引システム

(57) 【要約】

【課題】 この発明は、国際間であってもインターネットを利用して簡便に商取引を行うことができる商取引システムを提供することを課題とする。

【解決手段】 会員12がWEB上で加盟店15に商品の購入を申し込むと(S21)、加盟店15は加盟店情報と販売希望情報をWEB上で加盟店管理会社14へ送信し(S22)、加盟店管理会社14は加盟店15が認証済みであることを確認の上、WEB上で会員12に対し会員情報の入力进行を要求する(S23)。会員12がWEB上で会員管理会社11あてに会員情報を入力すると、会員管理会社11は電子メールにより会員12に購入意思の確認を行った後(S24)、購入要求に対して会員12が認証済みであることを電子メールにより加盟店管理会社14に通知する(S25)。加盟店管理会社14は電子メールにより販売承認を加盟店15に通知し(S26)、加盟店15は会員12に商品を提供する。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 会員の与信付与を行う会員管理部と、商品の販売を行う加盟店と、加盟店の与信付与を行う加盟店管理部とを備え、会員がインターネットを通して加盟店に商品の購入を申し込むと、加盟店からその連絡を受けた加盟店管理部はインターネットを通してその連絡を会員管理部へ引き継ぎ、会員が入力した会員情報に基づいて会員管理部が会員に購入の意思を確認した後に会員が認証済みであることを加盟店管理部へ通知し、加盟店管理部は加盟店に販売承認を通知し、加盟店は会員に商品を提供することを特徴とするインターネットを利用した商取引システム。

【請求項2】 会員が口座を有する第1の金融機関と、加盟店が口座を有する第2の金融機関とをさらに備え、加盟店は会員に商品を提供した後に加盟店管理部へ販売データを送信し、加盟店管理部は会員管理部へ販売データを送信し、会員管理部は第1の金融機関の会員の口座から購入代金を引落とし、加盟店管理部は第2の金融機関の加盟店の口座へ購入代金の立替え払いをし、会員管理部と加盟店管理部との間で取扱金額の精算を行うことを特徴とする請求項1に記載の商取引システム。

【請求項3】 加盟店はインターネット上のバーチャルショップであることを特徴とする請求項1または2に記載の商取引システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】この発明は、インターネットを利用した商取引システムに関する。

【0002】

【従来の技術】現金やカードを用いずにインターネット等のネットワークを利用して商品の購入及び代金の決済を簡便且つ安全に行うことができる購入斡旋システムが特開平9-282367号に開示されている。このシステムにおいては、図2に示されるように、ID番号を有する会員1がステップS1でネットワークを通じて加盟店であるバーチャルショップ2に商品の購入を申し込むと、ステップS2でバーチャルショップ2からその連絡を受けた購入斡旋業者3は、会員1のID番号に基づいて会員1の購入限度額に対する今回の商品購入の審査を行った上、ステップS3において電子メールにより会員1に購入意思の確認を行い、ステップS4でバーチャルショップ2に販売の承認を通知する。販売の承認を受けたバーチャルショップ2は、ステップS5で会員1に申し込みのあった商品を提供する。

【0003】バーチャルショップ2からステップS6で販売のデータを受信した購入斡旋業者3はステップS7で金融機関4に商品代金の立替え払いのデータを送信し、金融機関4はステップS8で購入斡旋業者3の口座からバーチャルショップ2の口座へ商品代金のオンライン

振込を行う。購入斡旋業者3は、ステップS9で会員1に商品代金の請求データを送信した後、ステップS10で金融機関4に引落としデータを送り、金融機関4は引落としデータに基づいて会員1の口座から購入斡旋業者3の口座へ購入代金の引落としを行った後、ステップS11で引落とし結果を購入斡旋業者3に連絡する。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】このようにして、ネットワークを利用した商品の購入及び代金の決済が可能となるが、購入斡旋業者3が会員1とバーチャルショップ2の双方を管理し、会員1とバーチャルショップ2の与信付与及び決済処理を行うため、海外の消費者あるいは販売店に対しては購入斡旋業者3が直接与信付与や決済処理を行うことが難しく、この購入斡旋システムは国際間での商取引には適していなかった。国際間での商取引を行うには、会員1とバーチャルショップ2とを認証する第三者機関が必要であり、商取引のシステムが複雑化せざるを得なかった。

【0005】この発明はこのような問題点を解消するためになされたもので、国際間であってもインターネットを利用して簡便に商取引を行うことができるインターネットを利用した商取引システムを提供することを目的とする。

【0006】

【課題を解決するための手段】この発明に係るインターネットを利用した商取引システムは、会員の与信付与を行う会員管理部と、商品の販売を行う加盟店と、加盟店の与信付与を行う加盟店管理部とを備え、会員がインターネットを通して加盟店に商品の購入を申し込むと、加盟店からその連絡を受けた加盟店管理部はインターネットを通してその連絡を会員管理部へ引き継ぎ、会員が入力した会員情報に基づいて会員管理部が会員に購入の意思を確認した後に会員が認証済みであることを加盟店管理部へ通知し、加盟店管理部は加盟店に販売承認を通知し、加盟店は会員に商品を提供するものである。

【0007】さらに、会員が口座を有する第1の金融機関と、加盟店が口座を有する第2の金融機関とを備え、加盟店は会員に商品を提供した後に加盟店管理部へ販売データを送信し、加盟店管理部は会員管理部へ販売データを送信し、会員管理部は第1の金融機関の会員の口座から購入代金を引落とし、加盟店管理部は第2の金融機関の加盟店の口座へ購入代金の立替え払いをし、会員管理部と加盟店管理部との間で取扱金額の精算を行うようにすれば、購入代金の決済も簡便に行うことができる。なお、加盟店としてはインターネット上のバーチャルショップを対象とすることができる。

【0008】

【発明の実施の形態】以下、この発明の実施の形態を添付図面に基づいて説明する。図1にこの発明に係るインターネットを利用した商取引システムのフロー図を示

す。会員管理会社11は会員12の認証機能を有し、会員12は会員管理会社11との取引がある第1の金融機関13に自己の口座を有している。一方、加盟店管理会社14は加盟店15の認証機能を有し、加盟店15は加盟店管理会社14との取引がある第2の金融機関16に口座を有している。会員管理会社11と会員12とはA国内にあり、同様に加盟店管理会社14と加盟店15とはB国内にあり、A国とB国とは同じ国でもよく、また互いに異なる国でも構わない。加盟店15はインターネット上のバーチャルショップで構成されている。なお、会員管理会社11及び加盟店管理会社14は、それぞれこの発明の会員管理部及び加盟店管理部を構成している。

【0009】例えば加盟店15のホームページを参照して、ID番号を有する会員12がステップS21でWEB上で加盟店15に商品の購入を申し込むと、ステップS22で加盟店15は自己の加盟店情報と会員12への販売希望情報(商品、価格等)をWEB上で加盟店管理会社14へ送信し、販売者としての加盟店15の与信付与を要求する。加盟店管理会社14は、加盟店15が認証済みであることを確認した上、ステップS23においてWEB上で会員12に対し会員情報(ID番号、パスワード等)の入力を要求する。会員12が自分の与信付与を要求してステップS24でWEB上で会員情報を入力すると、会員管理会社11は会員情報と共に会員12の購入希望情報(商品、価格等)を受信し、電子メールにより会員12に購入意思の確認を行った後、ステップS25で購入要求に対して会員12が認証済みであることを電子メールにより加盟店管理会社14に通知する。加盟店管理会社14は、ステップS26で販売希望情報に対する販売承認を電子メールにより加盟店15に通知する。

【0010】なお、会員12は、ステップS21で加盟店15に商品の購入を申し込む際、あるいはステップS24で会員管理会社11に購入意思を通知する際に、一括払い、リボルビング払い、ボーナス払い等の購入代金の支払方法を選択することもできる。

【0011】加盟店管理会社14から販売承認を受けた加盟店15は会員12に申し込みのあった商品を提供する。会員12への商品の提供は、郵送等の配達を伴ってあるいはインターネットを通じて行われる。会員12へ商品を提供した加盟店15はステップS27で電子メールにより加盟店管理会社14へ販売のデータを送信し、加盟店管理会社14はステップS28で電子メールにより会員管理会社11へ販売のデータを送信し、さらに会

員管理会社11はステップS29で電子メールにより商品が販売された旨を会員12へ通知する。

【0012】さらに、会員管理会社11はステップS30で第1の金融機関13の会員12の口座から購入代金を引落し、一方、加盟店管理会社14はステップS31で第2の金融機関16の加盟店15の口座へ購入代金の立替え払いを行う。その後、ステップS32において会員管理会社11と加盟店管理会社14との間で電子メール等により取扱金額の精算を行う。

【0013】なお、ステップS22で加盟店15から加盟店管理会社14へ送信された販売希望情報は加盟店管理会社14で保管され、同様にステップS24で会員管理会社11が会員12から受け取った購入希望情報は会員管理会社11で保管され、それぞれ加盟店管理会社14及び会員管理会社11におけるその後のデータ授受において案件内容の判別に用いられる。

【0014】会員管理会社11が例えば銀行等から形成される場合には、会員管理会社11が第1の金融機関13を兼ねることもできる。同様に、加盟店管理会社14が第2の金融機関16を兼ねることもできる。また、取り扱い通貨は、会員管理会社11が属するA国及び加盟店管理会社14が属するB国のそれぞれによって決定される。また、その通貨換算は会員管理会社11あるいは加盟店管理会社14にて行われる。

【0015】

【発明の効果】以上説明したように、この発明によれば、会員の与信付与を行う会員管理部と加盟店の与信付与を行う加盟店管理部とを互いに独立させて設け、インターネットを利用して商品の販売・購入を行うようにしたので、例えば企業と消費者間、及び企業間等の商取引が簡便になり、国際間であっても容易にインターネット上で商取引を行うことが可能となる。

【図面の簡単な説明】

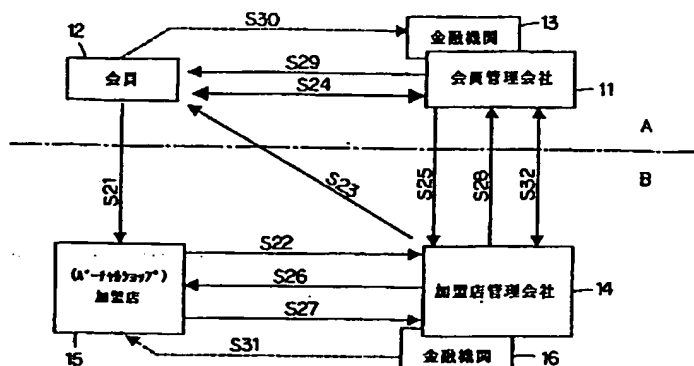
【図1】この発明の実施の形態に係る商取引システムを示すフロー図である。

【図2】従来の購入斡旋システムを示すフロー図である。

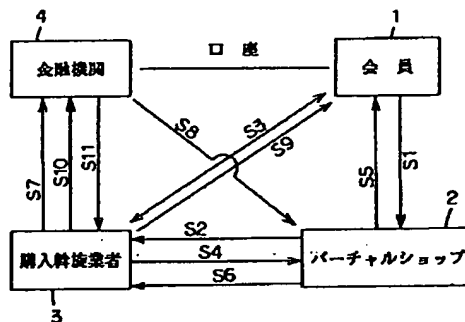
【符号の説明】

- 11 会員管理会社
- 12 会員
- 13 第1の金融機関
- 14 加盟店管理会社
- 15 加盟店
- 16 第2の金融機関

【図1】



【図2】



フロントページの続き

(72)発明者 竹村 重夫
東京都千代田区一番町16番 株式会社日本
総合研究所営業企画部内

(72)発明者 金丸 浩
大阪府大阪市西区新町1-33-8 TSS
ビル 株式会社日本総合研究所エレクトロ
ニック・ビジネスソリューション事業本部
内

(72)発明者 瀬上 哲也
大阪府大阪市西区新町1-33-8 TSS
ビル 株式会社日本総合研究所エレクトロ
ニック・ビジネスソリューション事業本部
内

Fターム(参考) 3E040 CB10 DA01
5B049 AA05 BB11 BB46 CC05 CC36
EE23 GG04 GG07
5B055 CB09 CB10 EE02 EE03 EE21
EE27
9A001 JJ14 JJ25 JJ67 JJ68 KK60
LL03